

# 新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正案 に対する区民意見の要旨と区の考え方

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

令和8（2026）年5月

新 宿 区

## 【目次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）  
..... 1
- 2 パブリックコメントにおける意見要旨と区の考え方  
..... 3
- 3 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨  
..... 10

# 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

## 1 パブリック・コメント

### (1) 実施期間

令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで

### (2) 意見提出者及び提出方法

意見提出者	11名・団体	
ホームページ		6名・団体
持参		2名・団体
ファックス		3名・団体
郵送		0名・団体
合計		11名・団体

### (3) 意見数及び意見の条例改正案への反映等

意見数 37件

1	改正案に関する意見	6件
2	条例全般に関する意見	2件
3	罰則に関する意見	3件
4	区の実施に関する意見	8件
5	地域課題に関する意見	16件
6	その他の意見	2件
合計		37件

#### 意見の趣旨の条例改正案への反映等

A 意見の趣旨を条例改正案に反映する	0件
B 意見の趣旨は、条例改正案の目的と同じ	2件
C 意見の趣旨は、本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じ	1件
D 今後の取組の参考とする	4件
E 意見として何う	28件
F 質問に回答する	2件
G その他	0件
合計	37件

## 2 地域説明会

### (1) 実施日時等

開催日時	会場
令和8年2月25日（水） 午後2時から	新宿区役所第2分庁舎分館
令和8年2月26日（木） 午後6時から	戸塚地域センター

### (2) 参加者数

参加者 2名

### (3) 意見数及び意見の条例改正案への反映等

意見数 6件

1	改正案に関する意見	2件
2	条例全般に関する意見	0件
3	罰則に関する意見	0件
4	区の実施に関する意見	1件
5	地域課題に関する意見	2件
6	その他の意見	1件
合計		6件

#### 意見の趣旨の条例改正案への反映等

A 意見の趣旨を条例改正案に反映する	0件
B 意見の趣旨は、条例改正案の目的と同じ	0件
C 意見の趣旨は、本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じ	1件
D 今後の取組の参考とする	0件
E 意見として伺う	3件
F 質問に回答する	2件
G その他	0件
合計	6件

## 2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和8年2月16日（月）から3月16日（月）にかけて実施した、新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正案へのパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

意見提出者 11名・団体

意見数 37件

《 記載内容は、以下の項目を設け整理しています。 》

項 目	説 明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、どの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見のうち、改正案に関するものについては、区の考え方を示しています。（改正案への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント等の実施結果概要(P1)をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
1	改正案	自宅前に年に2～3回程度、犬の糞が放置され、困っている。時刻は深夜から早朝にかけて、また、糞の大きさ・形状が毎回同様であることから、同一の犬に起因するものと推察している。朝通学する児童が、誤って踏みつけてしまうことにより、児童自身が非常に不快な思いをすることになる。ごく一部の飼い主の身勝手な行動は許しがたいものである。このような観点から、条例の一部改正案として飼い主のふんの適切な処理について区民の責務に追加することに大いに賛同する。	B	ご意見の趣旨は、改正(案)の目的と同じです。条例改正を契機として、飼い主が守るべき犬の飼育マナーについて、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
2	改正案	本条例の改正について、環境美化および歩行者の安全確保の観点から基本的に賛成する。ただし、実効性を高めるためには、より踏み込んだ対応が必要と考える。	B	ご意見の趣旨は、改正(案)の目的と同じです。条例改正を契機として、ごみのポイ捨て禁止や犬の飼育マナーについて、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
3	改正案	食品容器等を新たにポイ捨て禁止の対象に追加することは、現状の散乱ごみの実態に即した改正である。 他方で、規制対象を拡大する以上、区民や来訪者が適切に廃棄できる環境が十分に整備されているかについても検討が必要ではないかと感じる。 特に繁華街や観光客が多く訪れる地域では、排出機会と回収機会のバランスを考慮した対策が重要である。 条例改正を契機として、ごみ箱設置のあり方や民間事業者との連携による回収体制の強化等についても、併せて検討いただきたい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では平成9年から平成11年にかけて、商店会や企業などの御協力を得て新宿駅周辺及び高田馬場駅周辺を中心に街頭にごみ箱を約300基設置しましたが、臭気の発生、周囲へのごみの散乱、家庭ごみや事業ごみの投棄など地域からの苦情も多数寄せられ、維持・管理していくことが困難となったため、平成16年までに全て撤去しました。改めて繁華街へのごみ箱設置を検討するに当たっては、このような問題が繰り返し発生しないよう、適正な利用が持続できる仕組みを構築することが必要であると考えています。 また、他自治体においては、ごみ箱は地域の商店街や民間企業により設置され、あるいは行政が設置したものを商店会で管理を担っているなど、ごみ処理の原則に基づき生産者や販売者が役割の一部を担っています。条例改正を契機として、商店会や事業者と連携した散乱ごみの回収体制の強化等について検討していきます。
4	改正案	今回、対象物がかなり広がっているため、従来の条例名に表記されている「空き缶等」「路上喫煙」ではなく「まちの美化の推進」といった条例の目的を直接表す文言に変更したほうが、伝わりやすいのではないかと。	E	ご意見として伺います。 今回の条例改正は、「空き缶等」の投棄の禁止の対象を拡大し、「区民等の責務」に犬のふんの適切な処理について加えるものです。第1条の「目的」に則したものであり、題名を変更することは考えていません。
5	改正案	道路の側溝、特にグレーチングを灰皿代わりにように吸い殻を捨てる行為が常態化している。このような行為は明らかなポイ捨てであり、清掃や維持管理の妨げ、最悪火災の原因となる。実態を踏まえた明確な禁止と、違反に対する厳格な指導・取締りを求める。	E	ご意見として伺います。 本条例では、たばこの吸い殻の投棄を明確に禁止しています。 この条例改正を契機として、実態に即した実効性のある取組により、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
6	改正案	今回は美化推進重点地区として新宿駅、高田馬場駅周辺を対象に行うようだが、今後は住宅地等も含めて、区全体に展開するのか。	F	ご質問にお答えします。 本条例第2条に規定する「空き缶等」のポイ捨てを禁止する範囲は区内全域であり、改正後の適用範囲も同様に区内全域が対象となります。 区は、この条例改正を契機として、区内全域において、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
7	条例全般	住宅や店舗の近くなど建物等の管理者が毎日見ている場所は管理者が随時対応していると思うが、それ以外の場所(幹線道路の歩道の植え込みや資材置き場など)に、新たに対象となる物のポイ捨てや不法投棄がされやすく、いつまでも放置されているのをよく見かける。管理が不十分だと「ごみがごみを呼ぶ」状況を作り出しやすいため、公共的な場所の管理者にも、条例改正をしっかりと伝え、管理を強化してもらうよう協力を依頼することが必要と思う。(我が家の近くでは山手通りを通じる階段や植え込み等)に多いが、いつ誰が清掃しているのかわからない)	C	ご意見は本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じです。 区は本条例に、土地所有者等の責務として、所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めています。 これまで、住宅や店舗を管理する事業者、道路管理者など公共の場所を管理する関係行政機関と一体となって、地域における環境美化の推進に取り組んできました。 条例改正を契機として、コンビニエンスストア等の事業者、東京都、清掃事務所、関係行政機関との一層の連携により、道路、その他公共の場所の清掃活動、ポイ捨て禁止・不法投棄対策の取組を強化していきます。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
8	条例全般	路上喫煙については、紙巻きタバコだけでなく電子タバコ・加熱式タバコについても明確に規制対象に含めるべきです。電子タバコであっても蒸気や臭気による不快感があり、歩行者の安全や快適性を損なう場面が見受けられる。	E	ご意見として伺います。 令和7年7月から、加熱式タバコの需要の増加を踏まえ、加熱式タバコを路上喫煙の対象に加える条例改正をし、指導啓発を行ってきました。 電子タバコについては、本条例の「喫煙」の定義を健康増進法に規定する「喫煙」としているため、規制対象となりませんが、電子タバコの利用者に対しても、喫煙所での喫煙について協力をお願いするなどの対応をしています。
9	罰則	ノーリード、放置フン、不法投棄に対する罰則を明確化し、周知徹底して欲しい。	E	ご意見として伺います。 この度の条例改正は、犬の飼育マナーの向上を図るため、犬のふんの適切な処理について区民の責務として定め、禁止するポイ捨てごみの対象を拡大するものですが、新たに罰則を設けることは考えていません。 この条例改正を契機として、飼い犬の飼育マナー啓発や不法投棄禁止に対する指導の強化を行っていきます。
10	罰則	犬のふんの放置や路上喫煙などのマナー違反は、罰則が必要ではないか。	E	ご意見として伺います。 違反者を取り締まるのではなく、人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻り、犬のふんの放置や路上喫煙をやめていただきたいこと、来街者が多い新宿区で路上喫煙者に対して罰則を公平に適用することが困難であることから、罰則を設けることは考えていません。 条例改正を契機として、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
11	罰則	空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例第14条において冒頭の「美化推進重点地区区内において、」の記述は不要と思う。 罰則は、実際に取り締まれるか否かは別として、罰則があることで「心理的抑止効果」がある。 もちろん重点地区を定めてより徹底することに異議は無い。	E	ご意見として伺います。 現在、「空き缶等の投棄の禁止」に違反した者に対する罰則については、空き缶等の散乱が著しく、特に改善を図る必要があり、かつ、住民、事業者及び土地所有者等が積極的に環境美化に取り組んでいると認められる地域に適用しています。 美化推進重点地区の拡大は考えていませんが、この条例改正を契機として、ごみのポイ捨てについて、一層の注意喚起、指導の強化を行っていきます。
12	区の取組	紙ス Copp・排せつ物袋の配布、イエローチョーク作戦の導入を検討して欲しい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 条例改正を契機として、啓発物品の配布や、地域と連携した周知・啓発などの取組を実施していきます。
13	区の取組	外国人利用者向けに英語・中国語・ハングル語・タガログ語等で明確なルール揭示を行い、言語理解不足を理由とした違反の発生を抑制して欲しい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区は、犬を散歩させるときのルールやごみのポイ捨て禁止について、看板、ポスター等の掲出、区ホームページへの記載などにより、啓発を行っています。 今後は、多言語による周知啓発のほか、イラスト等を活用することにより外国人にもわかりやすいマナー啓発に努めていきます。また、区ホームページに、条例改正について明記し、犬の飼育マナーや不法投棄禁止に対する指導の強化を行っていきます。
14	区の取組	現状では、違反行為に対する抑止力が十分に機能しておらず、結果として「違反した者が不利益を受けない」構造が固定化している。	E	ご意見として伺います。 犬を散歩させるときのルールやごみの投棄について、罰則を新たに設けることは考えていませんが、条例改正を契機として、ルール違反に対する啓発の強化とともに、実効性のある取組を実施していきます。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
15	区の取組	区長と話そうしんじゅくトークに参加したときに北新宿4丁目の例を出され「住民によるボランティア清掃」を提案されたこともあるが、本来行政が担うべき環境維持・監視機能を住民に転嫁することは適切ではない。	E	ご意見として伺います。 住民によるボランティア清掃は、飼い主の意識啓発につながる事例として紹介したものであり、行政の責任を区民のみに転嫁する意図はありません。 また、清掃活動の充実には、本条例の区民等・事業者の責務であるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては廃棄物の減量その他その適正な処理について、地方公共団体の施策に協力しなければならないとされています。 区は、この条例改正を契機として、区民・事業者による清掃活動を促進するとともに、犬を散歩させるときのルールについて、畜犬登録業務、予防接種等業務などの機会を捉えて周知するほか、ホームページや看板・ポスター等を掲出するなど、飼い主に対してよりの確に周知・啓発を行ってまいります。
16	区の取組	犬のふんの放置や路上喫煙などのマナー違反は、特に若年層(の男性)による事例が目立つと感じる。対象を意識した強い注意喚起や具体的な指導を行うなど、より踏み込んだ啓発が必要ではないか。	E	ご意見として伺います。 条例改正を契機として、一層の周知・啓発、指導の強化を行ってまいります。 区は、地域の特性や、状況に応じた注意、指導啓発を行っており、今後もより実効性のある方法により取り組んでまいります。
17	区の取組	どこの地域にどのような不法投棄が実際に起きているのか、(量は多くなくても)現状を把握し、必要があれば情報公開し、区全体として次なる対策も検討していくべき。	E	ご意見として伺います。 不法投棄の現場については、巡回による早期把握のほか、清掃事務所や道路管理者と情報を共有することにより、迅速に排出者の特定や回収を行ってまいります。また、夜間パトロールによる監視も実施し、夜間の不適正排出や不法投棄の防止を図っています。こうした対応については、相談者等に随時連絡しています。 また、道路を占有するようなごみについては、通行の妨げとなりますので、道路管理者と清掃事務所が連携・協力し、できるだけ速やかに撤去するように努めています。
18	区の取組	区の条例で、自動販売機を設置したら、空き缶・空き瓶・空きペットボトルを捨てる箱(ごみ箱)を置く(設置する)ように規定していると思うが、実際は、設置されていない所もとても多い。だから空き缶などが散乱している自販機の場所が多い。なので、条例でごみ箱を設置していない場合の罰則を加えて欲しい。	E	ご意見として伺います。 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例で、自動販売機管理者は、回収容器を設置し、「飲料が入っていた缶、瓶その他の容器」を回収することにより、再利用を図らなければならないと定めています。 区は、条例にごみ箱の設置義務違反に対する罰則規定を設けることは考えていませんが、引き続き事業者の責任として、散乱防止を心掛け、環境美化の推進に協力するよう働きかけてまいります。
19	区の取組	喫煙所の増設は一定の秩序形成には寄与する可能性があるが、喫煙行為そのものの減少には直接結びつかない面もある。 条例の目的が被害の防止および環境美化であることを踏まえ、喫煙所整備と併せて、喫煙率低下に資する啓発や健康施策との連携についても議論が必要ではないか。	F	ご質問にお答えします。 本条例では、路上喫煙による被害の防止について、総合的な施策を推進することを区の責務としています。 区では、新宿区健康づくり行動計画の中で喫煙者の割合を減らすことを目標としています。この目標に向け、喫煙と受動喫煙の健康影響に関する普及啓発や、禁煙相談、未成年者を対象とした健康教育を進めています。
20	地域課題	早朝・深夜の人目の少ない時間帯における違反行為、大型犬を含むノーリードによる危険性、神田川への投棄物の散見、外国人利用者の一部によるルール未理解・不履行が、継続的に確認されている。早朝、深夜の巡回により、違反行為を抑制してほしい。 数年前から区ホームページに「犬の散歩可」と明記された後、(公園)利用者増加とともに違反行為も増加したと認識している。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区は、犬を散歩させるときのルールやごみのポイ捨て禁止について、看板、ポスター等の掲出、区ホームページへの記載などにより、啓発を行ってまいります。 今後は、多言語による周知啓発のほか、イラスト等を活用することにより外国人にもわかりやすいマナー啓発に努めてまいります。また、区ホームページに、条例改正について明記し、犬の飼育マナーや不法投棄禁止に対する指導の強化を行ってまいります。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
21	地域課題	<p>新大久保駅付近のごみや路上喫煙の状況が酷い。ごみ拾い等していただいているのかもしれないが、ポイ捨て・路上喫煙そのものをやめさせる措置をとらないと、状況は変わらない。百人町2丁目あたりでは、食べ物や空き缶のポイ捨ては日常茶飯事である。</p>	E	<p>ご意見として伺います。 区は、地元町会、商店会、関係機関等で構成する「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」を令和6年度に立ち上げ、新大久保駅東側の混雑緩和に向けた雑踏警備や迂回誘導、路上喫煙やごみのポイ捨てに対する注意喚起、違法看板の撤去などの取組を官民一体となって実施してきました。 一方、新大久保駅西側の百人町地区において、路上における滞留や飲酒に起因する迷惑行為、私有地への立ち入り、路上喫煙やごみのポイ捨て、事業系ごみの不適切な排出などにより、生活環境への悪影響が顕在化しています。区は、これらの課題に対して、地元町会、商店会、関係機関等と連携し対策を進めていきます。 具体的には、地元からの情報をもとに定期的に現場に出向き、路上における滞留や飲酒等の迷惑行為者に対して注意を行ってまいります。</p>
22	地域課題	<p>最近では周辺で民泊が増えている状況もあり、自分が住む家の前で路上喫煙が後を絶たない。たばこの吸い殻もそのままポイ捨てされる。冬なので、火事にならないか心配である。百人町のアパートの住民が、共用部で喫煙が禁止されているためか、向かいの家の前で路上喫煙およびポイ捨てをしているので、取り締まって欲しい。 路上喫煙等している人のほとんどが外国人である。外国人ばかりが増え、日本の街を汚している今の状況を区としてどう思っているのか。外国人に対してもしっかりと処罰をしていただきたい。</p>	E	<p>ご意見として伺います。 路上喫煙パトロール員による周知啓発や多言語によるポスター等の掲出に加え、区は新宿観光振興協会と連携し、訪日外国人に向けたマナー啓発のホームページを設け、わかりやすいビクトグラムを用いて路上喫煙禁止やポイ捨て禁止等のルールの徹底を呼びかけています。 民泊の宿泊者による路上喫煙や、ポイ捨てなどの迷惑行為について通報を受けたときは、当該民泊事業者に対し、宿泊客に宿泊ルールを十分に周知するなど、対策を講じるよう指導を行っています。</p>
23	地域課題	<p>西新宿地域は再開発に伴い人口が増加している。また、神田川沿いは中野区・文京区・渋谷区等の他区住民による(公園)利用が多く、結果として新宿区が他区住民の違反行為の後処理を担う状況が生じている。これは行政負担の不均衡を招き、区民サービスの低下につながる懸念がある。</p>	E	<p>ご意見として伺います。 本条例は、区内居住者のほか、区内に滞在し、又は区内を通過する者を「区民等」と定義したうえで、区民等の責務として、空き缶等を持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならないと定めています。 また、この度の条例改正案では、犬のふんの適切な処理について区民等の責務に追加しています。これを契機として、住んでいる方だけでなく、区域外から訪れる方も条例の趣旨を理解し、美化の促進に努めていただけるよう、ポイ捨ての禁止や飼い犬の飼育マナーの向上について、啓発を強化していきます。</p>
24	地域課題	<p>JR高田馬場駅戸山口の目の前には実質喫煙所になっている場所があり、継続的に5人から20人程の喫煙者が、有効なしきりもなく喫煙している。迂回ができるような場所ならまだしも、乳幼児も電車に乗るには必ず通らざるを得ない場所である。 敷地内(屋外)への取り締まりや罰則を伴う法律がないのは理解しているが、駅の出口周辺等、特定の場所の敷地内喫煙禁止を設ける等の条例改正を求める。 路上喫煙禁止、室内喫煙禁止、となった上で、「路上・室内でなければいい」という認識が生まれてしまっている状況に強く懸念しており、配慮義務だけでは抑制効果がないと考える。受動喫煙を避けるという目的から外れないような施策を望む。</p>	E	<p>ご意見として伺います。 ご指摘の場所については、管理者に対して高田馬場駅利用者が受動喫煙の被害に遭わないよう、敷地内(屋外)の喫煙場所に分煙対策を講ずるよう指導しており、今後も粘り強く働きかけていきます。 道路以外の、公開空地、その他公共の場所のほか、敷地内での喫煙により受動喫煙被害が生じている場合、喫煙所でたばこを吸っていただくよう、注意・啓発を行っています。また、喫煙所であっても敷地外へ煙が流れて受動喫煙被害が生じている場所については、施設管理者等に分煙対策を講ずるよう働きかけています。 駅の出口周辺等、特定の場所の敷地内喫煙禁止の規定を設けることは考えていませんが、区では、分煙環境の整備を推進するために、令和元年から民間に対する公衆喫煙所整備費助成を行っており、さらに令和7年度からは新たに維持管理費の助成を始めました。また、区内で大規模な開発が行われる際には、区から事業主に喫煙所の設置について働きかけています。 これらの取組により、引き続き、望まない受動喫煙の防止に向けた施策を推進していきます。</p>

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
25	地域課題	路上に停車(新宿文化センター近辺)して車外で休憩しているタクシー運転手らの喫煙により、煙が歩道へ流れてくるケースや、公園(東大久保公園内)で近隣の会社員が休憩がてら喫煙している事例もあり、実態に即した対策や指導を強化して欲しい。	E	ご意見として伺います。 区では、路上喫煙が多い場所について、ポスターやステッカーの掲出や路上喫煙禁止パトロール員の派遣などを行うことにより、機動的に指導、啓発を行っています。 ご指摘の路上喫煙についても、ポスター等を掲出し、路上喫煙パトロール員を派遣して指導するほか、喫煙者が所属する事業所に対して、従業員に対する周知啓発を依頼します。 引き続き、相談によって路上喫煙の多い時間や場所を把握し、パトロールを重点的に行うなど、路上喫煙対策に向けた取組を進めていきます。
26	地域課題	西大久保公園内での喫煙、ごみのポイ捨てに迷惑している。	E	ご意見として伺います。 区では、路上喫煙が多い場所について、ポスターやステッカーの掲出や路上喫煙禁止パトロール員の派遣をすることにより、機動的に指導、啓発を行っています。 ご指摘の路上喫煙、ごみのポイ捨てについては、路上喫煙パトロール員を派遣して指導するほか、公園を所管するみどり公園課と連携し、公園内でのマナー啓発に努めていきます。
27	地域課題	大久保・百人町地域で、私有地内や路上での人による立小便、排便行為に迷惑している。	E	ご意見として伺います。 人の屋外排泄については生活環境に著しい悪影響を与え、公衆衛生上の問題があると認識しています。公共の場所や私有地での屋外排泄については、警察等関係行政機関と情報を共有したうえで、官民一体となって環境改善に取り組んでいきます。
28	地域課題	大久保・百人町地域で、私有地内や路上で屯しての飲酒、飲食、ごみのポイ捨てに迷惑している。 外国人による同様の行為が見られる。	E	ご意見として伺います。 区は、地元町会、商店会、関係機関等で構成する「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」を令和6年度に立ち上げ、新大久保駅東側の混雑緩和に向けた雑踏警備や迂回誘導、路上喫煙やごみのポイ捨てに対する注意喚起、違法看板の撤去などの取組を官民一体となって実施してきました。 一方、新大久保駅西側の百人町地区において、路上における滞留や飲酒に起因する迷惑行為、私有地への立ち入り、路上喫煙やごみのポイ捨て、事業系ごみの不適切な排出などにより、生活環境への悪影響が顕在化しています。区は、これらの課題に対して、地元町会や商店会、関係機関等と連携し対策を進めていきます。 また、新宿観光振興協会と連携し、訪日外国人に向けたマナー啓発のホームページを設け、わかりやすいピクトグラムを用いて路上での飲酒やポイ捨て禁止等のルールを徹底呼びかけています。 引き続き、区民が暮らしやすく、来街者も快適に過ごせるよう官民一体となって環境改善に向けた取組を推進します。
29	地域課題	百人町地域で、現在は撤去されているが、過去に大量の不法投棄がされたことがあった。 大久保地域では、あるマンションで、共用部分に家具や家電、業務用と思われる不法投棄が見られる。	E	ご意見として伺います。 本条例に、土地又は建物の所有者等の責務として、所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に、空き缶等が捨てられないように、必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めています。 区は、マンションなどの建物管理者等に、共用部分等の敷地内の適正な管理を依頼するとともに、粗大ごみ等の捨て方について居住者に周知するなどの対応をしてきました。 引き続き、清掃事務所、関係行政機関や事業者との一層の連携により、土地・建物の適正管理の指導、ごみの適正排出の周知啓発等、不法投棄対策を徹底していきます。
30	地域課題	百人町地域で、民泊と思われる建物から騒音の被害を受けている。	E	ご意見として伺います。 区は民泊の宿泊者による騒音などの迷惑行為について通報を受けたときは、当該民泊事業者に対し、宿泊客に宿泊ルールを十分に周知するなど、対策を講じるよう指導を行っています。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
31	地域課題	百人町地域で、廃校後の専門学校を囲む壁に落書きがされる被害がある。	E	ご意見として伺います。 区は落書き等の迷惑行為が発生している場所について、地域における環境美化と安全・安心な生活環境の確保に向け、地元町会や商店会、関係機関等と連携し、環境改善に向けた取組を総合的に推進していきます。
32	地域課題	百人町地域で、ハトに対する餌のばら撒き行為があり、迷惑している。	E	ご意見として伺います。 区では、ハトの餌やりをやめていただくよう、看板を掲示するなどして、注意喚起をしています。今後、関係機関とも連携を図りながら、給餌行為の防止に向けた粘り強い周知活動に努めていきます。
33	地域課題	新宿区内(新宿7丁目、大久保、百人町、北新宿エリア)において、地域猫活動の一環として地域内の美化活動及び防犯パトロールを毎日行っている。大久保・百人町エリアでは迷惑行為を多く確認している。 迷惑行為に対して、当方が対策に取り組んだことにより環境が改善されていることから、状況に応じた対策を継続的に講じれば、地域内の生活環境の改善が可能であると考え。 空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正と併せて、区を含め行政機関の積極的な対策実施を期待している。	E	ご意見として伺います。 これまで区は、地元町会、商店会、関係機関等で構成する「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」をとおして官民一体となって新大久保駅東側の混雑緩和に向けた雑踏警備や迂回誘導、路上喫煙やごみのポイ捨てに対する注意喚起を実施し、生活環境改善に取り組んできました。 同様に、課題のある地域や、迷惑行為が多く発生している場所について、地域における環境美化と安全・安心な生活環境の確保に向け、地元町会、商店会、関係機関等と連携し、環境改善に向けた取組を総合的に推進していきます。
34	地域課題	大通りではなく路地に入ったところに会社と社宅2件ある(別の場所)。 毎日たばこの吸い殻が散乱、ひどいときは敷地内に投げ込まれているときもしばしばある。たばこに火がついたままのときもあった。冬は落ち葉も多いので火事にならないか心配している。 たばこの吸い殻に関しては日本人の方が多い気がする。吸い殻に関しては、外国人のマナーがなっていないと外国人だからファーストフードのごみも人の家(会社)の前に平気で捨てて行かれる。新宿は下品な町ではないかと思う。 これから暖かくなると家(会社)の前や横で飲み会が始まる。昨年も地べたに座って毎晩のように飲み会をし、ごみが放置してある。	E	ご意見として伺います。 区は、事業所や専門学校等へ通勤・通学する人が、大通りから生活道路に入って路上喫煙をする傾向を把握しており、具体的な場所がわかれば、路上喫煙禁止パトロールがその周辺を巡回の上、受動喫煙被害や吸い殻のポイ捨ての原因となる路上喫煙者に対しては、国籍に関わらず、指導、啓発をしています。
35	地域課題	放置自転車・バイクが多く困っている。	E	ご意見として伺います。 路上での飲食に伴いポイ捨てごみが散乱し、区民の生活環境に悪影響をもたらす迷惑行為については、地元町会や商店会、関係機関等と連携し、環境改善に向けた取組を総合的に推進していきます。 この条例改正を契機として、ごみのポイ捨てや、不法投棄について、一層の注意喚起、指導の強化を行っていきます。
36	その他	放置自転車・バイクが多く困っている。	E	ご意見として伺います。 区では、自転車等(自転車、原動機付自転車(白ナンバー))の放置をなくすため、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例に基づき、区内全域で公道の放置自転車撤去等の対策を行っております。また、排気量125cc超の二輪車など、自転車・原動機付自転車以外の車両については、警察へ対応を依頼しています。 今後、具体的な場所についてご連絡をいただければ、適宜対応いたします。
37	その他	現行制度では、公園サポーターは違反行為を確認しても注意・指導等の権限を持たず、実効性ある対応が困難である。行政の補完的役割を果たすためには、一定の権限付与が必要と考える。 公園サポーターへ限定的な注意権限を付与して欲しい。	E	ご意見として伺います。 区は、公園サポーターへの権限付与は考えておりませんが、条例改正を契機として、公園をはじめとする公共の場所における犬の飼育マナーやごみのポイ捨て禁止についての周知啓発を強化するため、より実効性のある対策を講じていきます。

### 3 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例の改正案の説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

(令和8年2月25日(水)新宿区役所 2月26日(木)戸塚地域センター)

意見数 6件

《 記載内容は、以下の項目を設け整理しています。 》

項 目	説 明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、どの分野に該当しているかを示しています。
【意見・質問要旨】	基本的には、発言のまま記載していますが、内容が重複する部分などは、要約している場合があります。
【区の考え方】	基本的には、区民の皆様からのご意見に対して所管課長が回答した発言のまま記載しました。 (改正案への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント等の実施結果概要(P1)をご確認ください。)

No.	意見項目	意見・質問要旨	対応	回答要旨
1	改正案	条例改正の対象は、美化推進重点地区のみが対象の範囲となるのか。	F	ご質問にお答えします。 本条例第2条に規定する「空き缶等」のポイ捨てを禁止する範囲は区内全域であり、改正後の適用範囲も同様に区内全域が対象となります。 区は、この条例改正を契機として、区内全域において、一層の周知・啓発、指導の強化を行っていきます。
2	改正案	犬のふんについては理解したが、人糞についてはどうか。大久保、百人町地域では、マンションの駐車場、共用部、人工芝の上など週に3~4回清掃している。なんとかならないか。	F	ご質問にお答えします。 今回の条例改正は、道路や公園などの公共の場所で、飼い主等が犬のふんを適切に処理することについて区民の責務として定めるものです。 人の屋外排泄についても、生活環境に著しい悪影響を与え、公衆衛生上の問題があると認識しています。公共の場所や私有地での屋外排泄については、警察等関係行政機関と情報を共有したうえで、官民一体となって環境改善に取り組んでいきます。
3	地域課題	百人町エリアのポイ捨てごみ対策には、テイクアウト店舗への注意啓発が必要ではないか。	E	ご意見として伺います。 区は、地元町会、商店会、関係機関等で構成する「大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会」を令和6年度に立ち上げ、新大久保駅東側の混雑緩和に向けた雑踏警備や迂回誘導、路上喫煙やごみのポイ捨てに対する注意喚起、違法看板の撤去などの取組を官民一体となって実施してきました。 今後は、さらにコンビニエンスストア等のテイクアウト店舗に対して、自主的な美化活動や消費者への働きかけについて依頼するなど、連携して対策を進めていきます。
4	区の取組	テイクアウトの食料のごみが捨てられていることが多く、夜間の対策が必要であると考えます。	E	ご意見として伺います。 夜間の対策については、警察等関係行政機関と情報を共有し、夜間の路上での飲食やポイ捨て禁止等のルールの徹底を呼びかけたうえで、コンビニエンスストア等のテイクアウト店舗に対して、地域における自主的な美化活動や消費者への働きかけについて依頼するなど、連携して対策を進めていきます。
5	地域課題	新宿7丁目から北新宿までの地域で、地域猫活動、美化清掃、防犯パトロールを行っている。この頃はつつじ通りの西側、新大久保駅、大久保駅周辺のごみが多く、秩序の乱れが著しい。 公道への不法投棄もあり、後を絶たない。 私有地で酒などを買ってきてたむろする外国人が多く、注意をしている。百人町は住宅と店舗が混在しており、迷惑行為はにぎやかなところよりも住宅地に入った見えない所で多く、住民は逃げるできない。 対策を行えば、必ず結果が出る。防犯カメラ、看板、清掃、注意喚起のパトロールによってごみは飛躍的に減る。成功例を広げていくためにも、行政にバックアップしてほしい。	E	ご意見として伺います。 これまで、大久保、百人町地域では、区、地元町会、商店会、関係機関等で構成する大久保通り周辺の混雑・環境対策等推進協議会をとおして官民一体となって混雑対策等を実施し、生活環境改善に取り組んできました。 同様に、課題のある地域において、区民が暮らしやすく、来街者も快適に過ごせるよう、環境改善に向けた取組を推進します。
6	その他	条例改正案について、商店会に説明してほしい。	C	ご意見は本条例を踏まえた区の施策の方向性と同じです。 条例改正案については、商店会にも説明をしていきます。